

生物多様性地域戦略について

1 生物多様性基本法における生物多様性地域戦略の位置づけ

- ・生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画
- ・都道府県及び市町村は、地域の特性に応じた生物多様性地域戦略を定めるよう努めなければならないとされている。

2 生物多様性地域戦略において定める必要のある事項

- ・対象とする区域（当市の場合は春日井市とする）
- ・目標
- ・総合的かつ計画的に講ずべき施策
- ・その他、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 生物多様性地域戦略の策定方法

単独計画での作成のほか、環境基本計画や他の行政計画と重複するような場合それらの計画と融合または一部として策定も可能

⇒策定に係るコスト、定期的な見直しの実施のタイミング等を踏まえ、次期環境基本計画の一部として戦略策定を検討

4 愛知県内の策定状況について

- ・単独計画で策定・・・名古屋市、岡崎市、豊田市、稲沢市、
犬山市（予定）
- ・総合計画で策定・・・蒲郡市
- ・環境基本計画で策定・・・西尾市、知立市、江南市、東海市、田原市、
豊橋市（策定中）、瀬戸市（策定中）、
長久手市（策定中）、小牧市（予定）

5 春日井市の状況

令和2年11月30日に第1回自然環境保全専門委員会開催、春日井市の現状、課題、必要な施策等について意見交換